

各都道府県介護保険担当課（室）
各保険者介護保険担当課（室）
各
介 護 保 險 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局 老人保健課

介 護 保 險 最 新 情 報

今回の内容

要介護認定の見直しに係る検証・検討会における検討結果について

計44枚（本紙を除く）

Vol. 127

平成22年1月15日

厚生労働省老健局老人保健課

貴関係諸団体に速やかに送信いたします
ようよろしくお願ひいたします。

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3944)
FAX : 03-3595-4010

各都道府県及び市区町村等介護保険主管課（室）

要介護認定担当者 殿

厚生労働省老健局老人保健課

要介護認定の見直しに係る検証・検討会における検討結果について

介護保険行政の推進につきましては、日頃からご協力を賜り厚くお礼申し上げます。本日「第4回要介護認定の見直しに係る検証・検討会」が開催され、会議を受けて、「平成21年10月からの要介護認定方法の見直しに係る検証について」が別添のとおり取りまとめたところです。

当該取りまとめ内容を踏まえ、今後より充実した研修の実施及び認定調査や介護認定審査会における特記事項の活用について、後日、改めて周知することとしておりますのでご承知願います。

なお、参考として本日の「第4回要介護認定の見直しに係る検証・検討会」において使用した資料（参考資料を除く）を添付いたします。

平成21年10月からの要介護認定方法の見直しに係る検証について

平成22年1月15日
要介護認定の見直しに係る検証・検討会

(1) 平成21年7月28日に開催された、第3回の要介護認定の見直しに係る検証・検討会では、昨年4月の要介護認定方法の見直しにより、非該当者及び軽度者の割合が増加したこと等を踏まえ認定調査員テキストを修正し、修正の考え方や内容を自治体等に十分に周知すべきとした。

また、厚生労働省に対し、見直し後の要介護認定の実施状況について、本検証・検討会に報告するよう求めた。

(2) 本検証・検討会の指摘を受けて、厚生労働省において、認定調査員テキストが修正され、市町村への情報提供や調査員等に対する研修が行われた上で、昨年10月より市町村等において新たな方法による要介護認定が開始された。今回、その実施状況について、厚生労働省から報告があった。

(3) まず、昨年4月から9月までに新規に要介護認定申請を行い、非該当者となつた方等に対し、市町村から再申請等を勧奨した結果、より適切な要介護認定となつた。4月からの見直しで影響があつた方に對し、厚生労働省、自治体等の適切な連携により、迅速な対応が図られ、要介護認定の現場が概ね安定したことについては、一定の評価ができる。

(4) 次に、要介護認定のバラツキについては、全体的に相当程度小さくなっていることから、平成21年4月以降の見直しによって、要介護認定のバラツキを抑えるという制度、改正の目的は一定程度達成できたと考えられる。

(5) ただし、要介護度別の分布については、昨年4月からの見直しと比べると非該当者及び軽度者の割合は大幅に減少し、概ね同等の分布となつたものの、過去3年と比べて一部の軽度者の割合が若干大きくなっていることも事実である。

(6) 本検証・検討会としては、これらの結果や、特記事項の活用が不十分であると思われる状況などを踏まえ、厚生労働省に対し、今後、各自治体等においてより充実した研修が実施されるよう対応を徹底するとともに、認定調査及び介護認定審査会における特記事項の活用について改めて周知することを求めたい。

(7) 以上により、平成21年4月に行わられた要介護認定の見直しに伴う混乱については、ほぼ終息し、本検証・検討会の目的は概ね達成できたものと判断し、本検証・検討会は、今回で終了することとする。

(8) なお、今後の要介護認定のあり方等については、介護保険制度全般の見直しに向けた議論の方向性を待って、公開の場で議論を進めていくことが適当である。

資料3 平成21年10月以降の要介護認定の状況について（概要）

平成21年10月以降の要介護認定の状況について(概要)

1. 要介護認定方法の見直しに伴う再申請等の勧奨の状況について 資料4

- 今年度4月から9月に新規に申請した者について、
 - ・非該当と判定された者(26,860人)のうち、市町村等が個別に再申請の勧奨を行った者の割合は、63.9%(17,156人)、ホームページや広報誌等で周知を行った者を含めると83.6%(22,456人)
 - ・要支援1～要介護5と判定され、本人の認識よりも軽度(重度)に判定された者(990人)のうち、市町村等が個別に区分変更申請の勧奨を行った者の割合は、75.7%(749人)、ホームページや広報誌等で周知を行った者を含めると88.5%(876人)であった。

2. 認定質問窓口に寄せられた問い合わせ等について 資料5

- 要介護認定方法の見直しに係る問い合わせ等の件数については、減少傾向にあるが、その内容については、特記事項の適切な記載がポイントとなる質問が約半数(49.5%)を占めている状況であった。

3. 研修実施状況調査について 資料6

- 大多数の市町村等で、おおよそ全員の認定調査員や介護認定審査会委員に対して新テキストを配布している。
(自治体職員である認定調査員へは98.6%、委託調査員である認定調査員へは81.5%、介護認定審査会委員へは99.3%の自治体が「おおよそ全員に配布」と回答。)
- 多くの市町村等が、認定調査員研修において、「頻回な状況に基づいた選択」や「不適切な介助」について「特に重点的に説明した」としている(「頻回な状況に基づいて選択を行い、具体的に特記事項に記載する」及び「不適切な介助の場合、理由を特記事項に記載し、適切な介助を選択することについて、重点的に説明したと回答したのは、それぞれ、80.5%、79.6%の市町村等)が、まだ、多くの市町村等で、「介護の手間」を特記事項に記載することの説明について、重点的に説明を行っていない。(調査項目にない介護の手間は、関連する調査項目等の特記事項に記載することについて、重点的に説明したと回答したのは、57.2%の市町村等)
- また、多くの市町村等が、介護認定審査会委員研修において、まだ、認定調査員テキスト改訂版の修正内容について重点的に説明を行っていない。(認定調査員テキスト改訂版の修正内容について、重点的に説明したと回答したのは、57.2%の市町村等)

4. 調査項目の選択肢に係る自治体間のバラツキについて 資料7

- 調査項目の選択肢に係る自治体間のバラツキについて、平成20年10・11月よりも平成21年10・11月の方が統計学的有意にバラツキが小さくなった項目(33項目)は、バラツキ大きくなった項目(2項目)よりも多く、全体的にバラツキが相当程度小さくなった。
- また、平成21年4・5月と比べても、平成21年10・11月の方が統計学的有意にバラツキが小さくなった項目(12項目)は、バラツキが大きくなった項目(2項目)よりも多い状況であり、全体的にバラツキが小さくなった。

4. 要介護認定に係る集計結果について 資料8

- 平成21年10月及び11月に申請され、10月及び11月に判定が行われて、12月4日までにデータが送信された約17万1千件のデータを用いて集計を行った。
- 一次判定結果における、各要介護度の割合の分布については、「第3回要介護認定の見直しに係る検証・検討会」で提示された事前のシミュレーションどおり、平成21年度4月及び5月の申請・判定分に比べて、非該当や要支援1の割合が大幅に減少(それぞれ7. 3%から4. 0%、18. 3%から16. 8%)し、非該当の割合は過去3年(3. 3%～3. 4%)よりは若干増加しているものの、全体的には、過去3年と概ね同等の分布となった。(4ページ)
- 二次判定結果についても、非該当及び要支援1の割合が大幅に減少(それぞれ2. 3%から1. 1%、17. 7%から16. 1%)しており、全体的に過去3年に近い分布を示しているものの、要支援1については、過去3年(14. 5%～15. 0%)に比べて割合が若干大きくなつた。(5ページ)
- ただし、認定調査員や介護認定審査委員に対して研修を実施している割合が高い自治体や、調査員テキストの改訂内容の主なポイントについて重点的に研修を行っている自治体では、非該当及び要支援1の割合は、ほぼ同等となり、非該当から要介護1までの割合では、むしろ過去3年よりも小さい結果となった。(16ページ)
- なお、テキストが修正される前の平成21年4月から9月に申請があり、非該当と判定された方で、10月以降に再申請をした方(297名)のうち、92. 6%(275名)は、要支援1から要介護5までの何れかの要介護度が判定された(二次判定)。(11ページ)
また、4月から9月に申請があり、認定された方で、10月以降に区分変更申請をした方(3, 281名)のうち、80. 2%(2, 631名)は、前回より重度に判定された(二次判定)。(14ページ)

5. 特記事項に係る留意点の周知について 資料9

- 集計された結果等をふまえ、今後は、より適切な要介護認定の実施のため、各都道府県や市町村等に対し、より充実した研修の実施を依頼すると共に、認定調査及び介護認定審査会における特記事項に係る規定及びその活用等について、これまで以上に留意いただくよう、改めて周知を行ってはどうか。

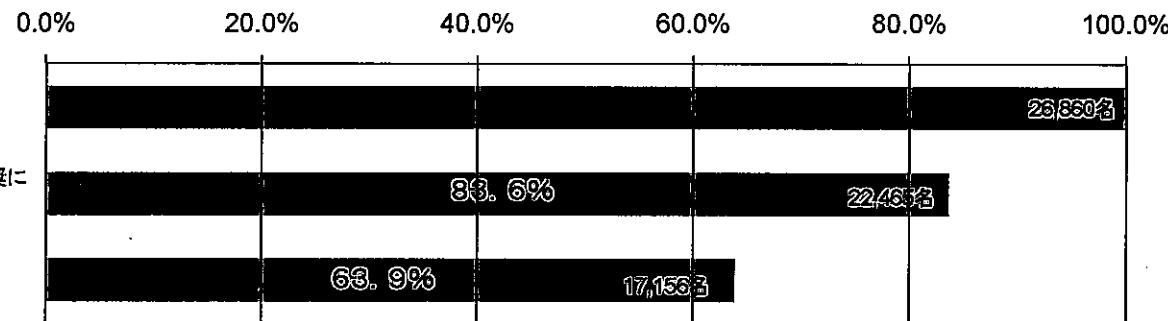
資料4 10月以降の要介護認定等の方法の見直しに伴う再申請等の勧
奨の状況について

10月以降の要介護認定等の方法の見直しに伴う再申請の勧奨の状況について

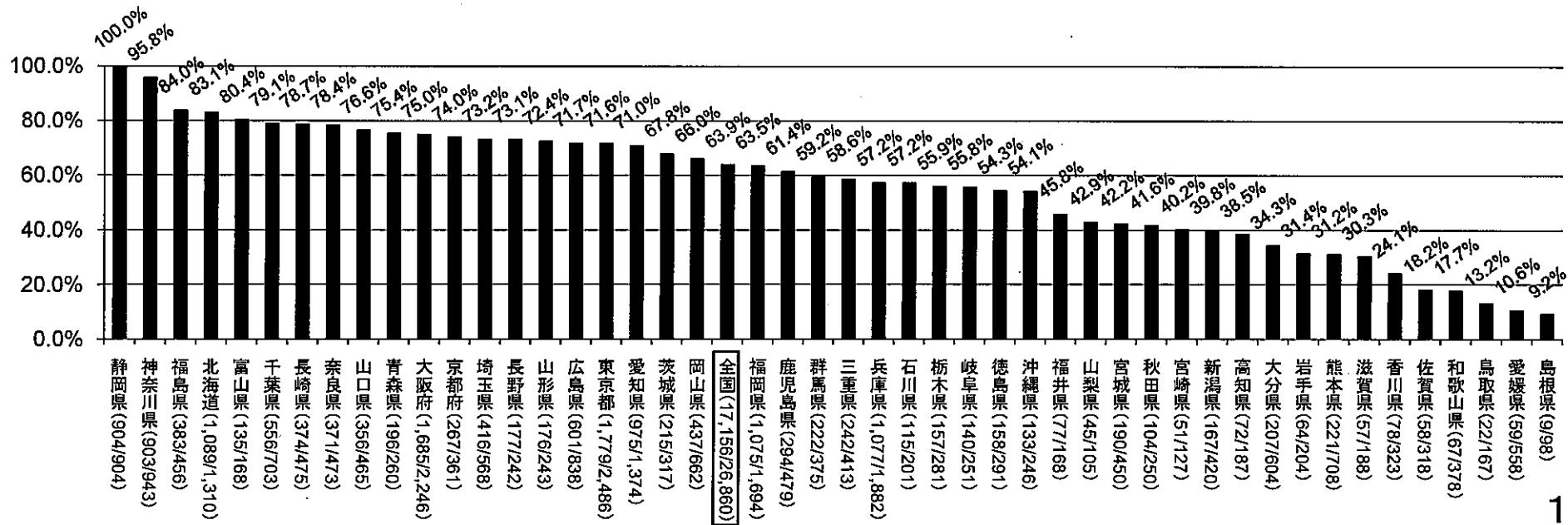
- 平成21年4月～9月に新規に申請し、非該当と判定された者のうち、市町村等が個別に再申請の勧奨を行った者の割合は63.9%であった。ホームページや広報誌等で周知を行った者を含めると83.6%であった。

※ 平成21年11月20日までに勧奨を行った者の状況について、平成21年10月9日～11月30日に調査を行い、さらに個別の勧奨、ホームページ・広報誌等での周知のいずれも行っていない市町村等に対して、改めて勧奨を依頼し、平成22年1月5日までに勧奨を行った者の状況について、平成21年12月15日～平成22年1月5日に調査を行い、両調査の合計を集計した。

○勧奨を行った者の割合



○個別に再申請の勧奨を行った者の割合(都道府県別)

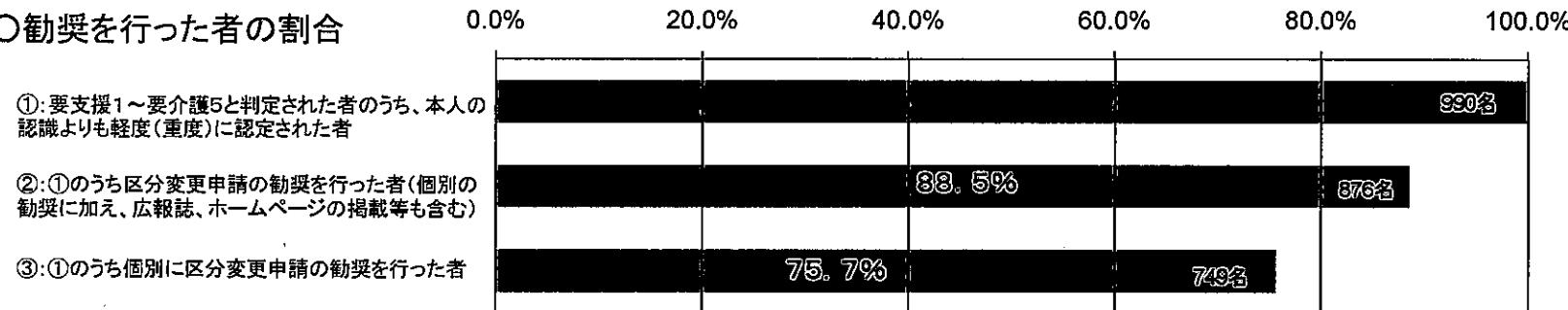


10月以降の要介護認定等の方法の見直しに伴う区分変更申請の勧奨の状況について

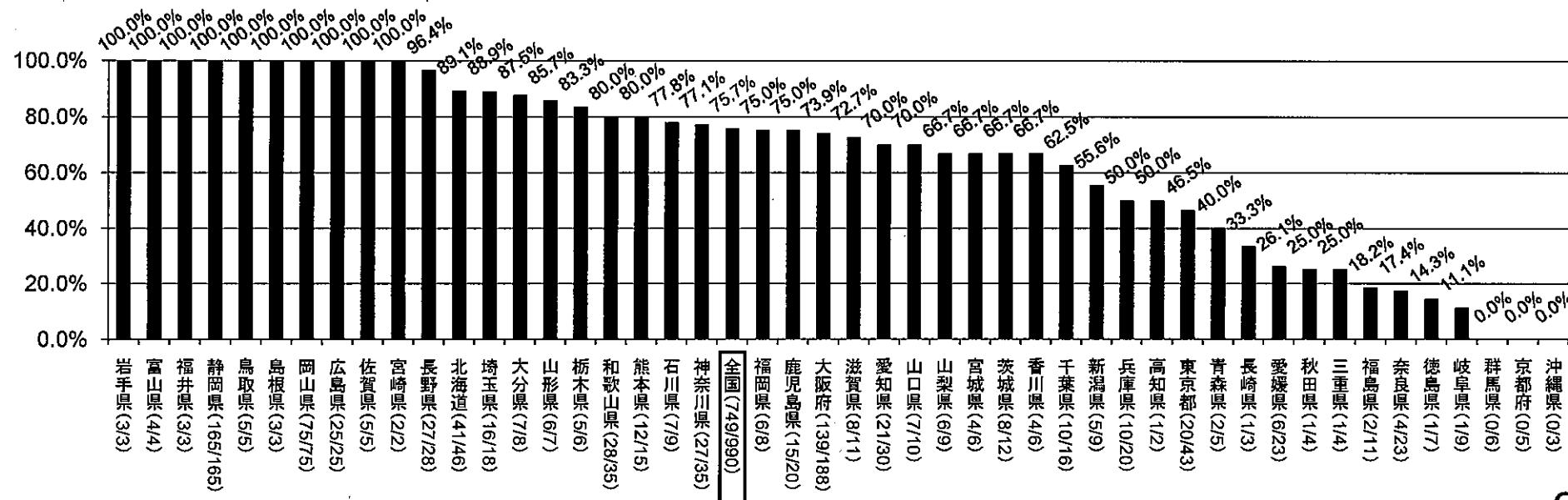
- 平成21年4月～9月までに新規に申請し、要支援1～要介護5と判定され、本人の認識よりも軽度（重度）に認定された者のうち、市町村等が個別に区分変更申請の勧奨を行った者の割合は75.7%であった。ホームページや広報誌等で周知を行った者を含めると88.5%であった。

※ 平成21年11月20日までに勧奨を行った者の状況について、平成21年10月9日～11月30日に調査を行い、さらに個別の勧奨、ホームページ・広報誌等での周知のいずれも行っていない市町村等に対して、改めて勧奨を依頼し、平成22年1月5日までに勧奨を行った者の状況について、平成21年12月15日～平成22年1月5日に調査を行い、両調査の合計を集計した。

○勧奨を行った者の割合



○個別に区分変更申請の勧奨を行った者の割合(都道府県別)



資料5 認定質問窓口に寄せられた問い合わせ等について

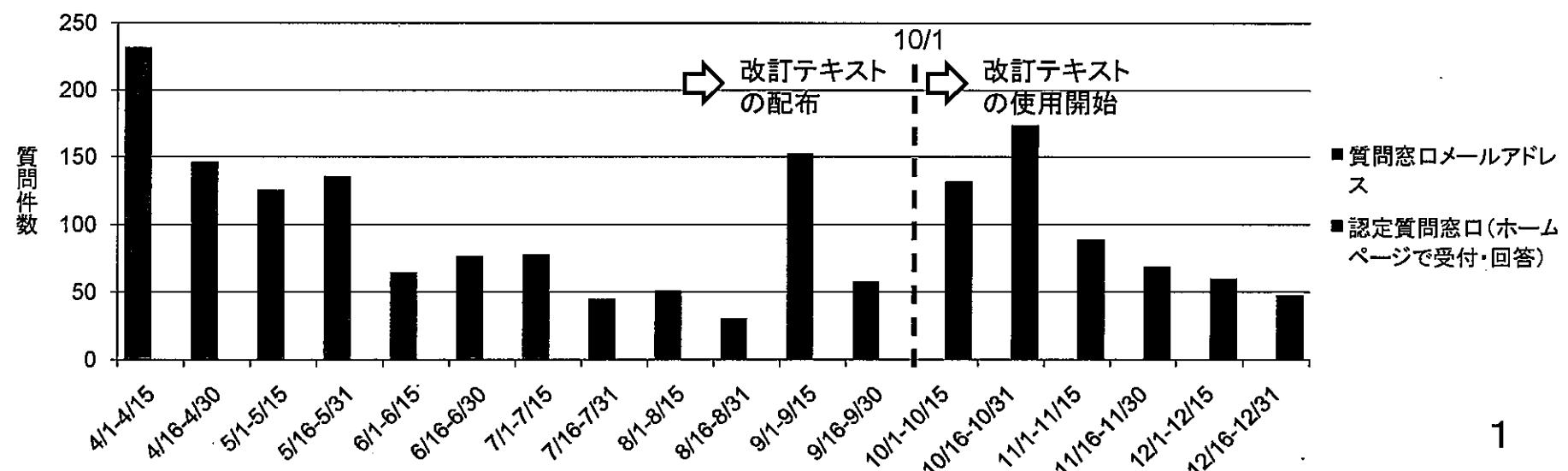
認定質問窓口に寄せられた問い合わせ等について

- 要介護認定方法の見直しに係る問い合わせ等に関する質問窓口メールアドレスを3月19日に開設したが、10月1日からは、より迅速な回答を行うことを目的に、ホームページ上で質問及び回答できるようにした。
- 開設後の質問受付状況は、4月以降の3ヶ月間の数の推移に比べて、改訂版テキストの使用が開始された10月以降は問い合わせの数が減少傾向となった。
- 10月～12月の問い合わせ件数のうち、特記事項の適切な記載がポイントとなる内容についての質問が、約半数を占めた(570件中282件)。

○問い合わせ数の推移

受付時期	4月1日～6月30日	10月1日～12月31日
自治体数	172ヶ所	147ヶ所
件 数	<u>783件</u>	<u>570件</u> (内、「 <u>特記事項の適切な記載</u> 」が <u>ポイント</u> となる質問が <u>282件(49.5%)</u>)

質問窓口に寄せられた質問件数の推移(参考)



特記事項の適切な記載がポイントとなる質問の例

実際の介助が、選択肢の選択基準に含まれているかどうかについての質問(252件)

質問例①

1-10「洗身」について

洗身行為自体は介助が行われていないが洗身時の転倒防止のため見守っている場合、見守り目的が調査項目の定義に記載される行為の見守り(洗身がきちんとできているかの見守り)でない場合でも、「見守り」を選択して良い。

質問例②

2-4「食事摂取」について

基準では、食事中に「常時」見守りを行っている場合に「見守り」を選択することとなっているが、1回の食事の最中にところどころ声かけ見守りをしている場合のように、「見守り」の基準に含まれているかどうかの判断に難しい場合でも、「見守り」を選択してよい。

回答

基準に従って「介助されていない」を選択するが、特記事項に、実際に行われている介護の手間について記載する。

実際の介護の手間を、選択肢の選択によって反映することができない場合の質問(30件)

質問例③

「幻視・幻聴」によって、「部屋の隅に人がいる」、「山の向こうから、(死んだはずの)夫が降りてくる」等、と発言しているが、どの項目で調査すればよいのか。

質問例④

尿とりパットをもったいないとの理由で小さく切って何回かに分けて使うことにより、衣服まで汚したり部屋の周囲まで汚染する「不潔行為」を続ける場合は、どの項目で調査すればよいのか。

回答

類似する項目又は関連する調査項目(例えば、③であれば「作話」、④であれば「自分勝手に行動する」など)の特記事項や、認知症高齢者の日常生活自立度の特記事項に、具体的な介護の手間の内容と頻度を記載する。

資料 6 研修実施状況調査について（概要）

調査の概要について

(1) 調査の目的

各自治体での介護認定調査の実施方法、調査員への研修・指導、介護認定審査会委員への研修等の状況を把握することを目的に調査を実施

(2) 調査対象

都道府県及び要介護認定に関する業務を実施する自治体(全国市町村・政令市行政区・広域連合・一部事務組合等)

報告数：47都道府県(47都道府県中) 1,411市町村 (1,800市町村中の78.4%)

(3) 調査期間

平成21年12月1日～14日

(4) 調査内容

- テキストの配布状況、調査員研修及び介護認定審査会委員研修等の実施状況について

(5) 研修内容に関する項目について

認定調査員及び介護認定審査会の以下のポイントの研修内容について、「特に重点的に説明した」、「内容に関して一通りは説明した」及び「ほとんど説明していない」から選択。

①認定調査員研修

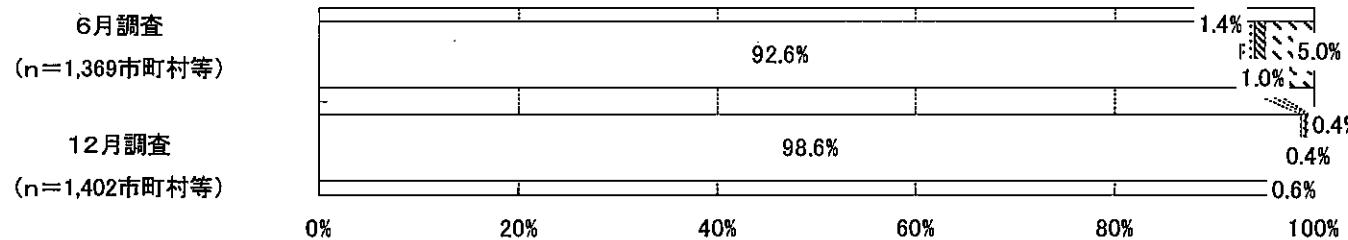
- 介護認定審査会でより特記事項が重視される方式となったこと
- 試行した結果と日頃の状況が異なる場合は、頻回な状況に基づいて選択を行い、具体的な内容を特記事項に記載すること
- 実際に行われている介助が不適切な場合は、その理由を特記事項に記載した上で、適切な介助を選択すること
- 選択肢の選択の際に、選択肢の選択基準に含まれていないことであっても介護の手間に関係する内容があれば、特記事項に記載することが重要であること
- 基本調査項目の中で、もっとも類似する又は関連する調査項目の特記事項等に、具体的な介護の手間の内容と頻度を記載すること

②介護認定審査会委員研修

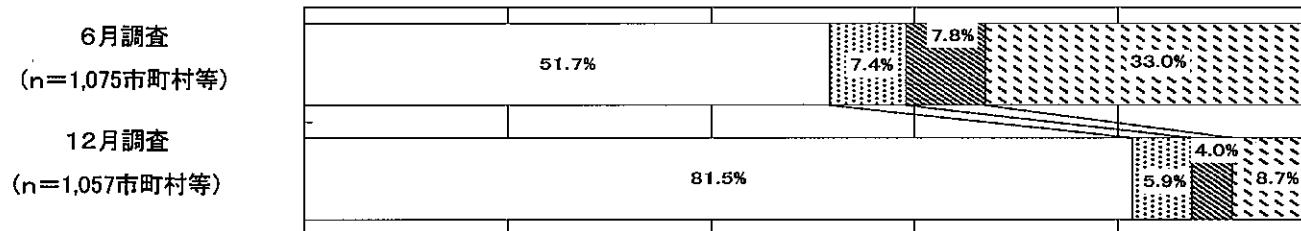
- 認定調査員テキスト改訂版の修正内容
- 二次判定における介護の手間にかかる審査判定の方法
- 介護認定審査会として付する意見

認定調査員テキスト及び介護認定審査会委員 テキスト(紙媒体)の配布状況

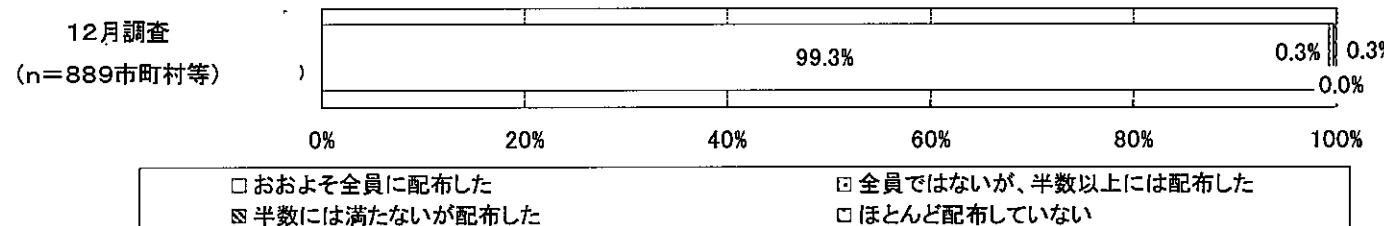
【自治体職員である認定調査員への配布状況】



【委託調査員である認定調査員への配布状況】



【介護認定審査会委員への配布状況】



※ 委託調査員（6月調査）では、選択肢「委託していない」がなかったため、12月調査で紙媒体の配布状況において「委託をしていない」を選択した自治体の6月調査の回答を「委託していない」に置き換えた上、6月、12月調査ともに「委託していない」と回答した市町村等（6月：414市町村等、12月：479市町村等）を除外して集計を行った。

認定調査員への研修における説明状況

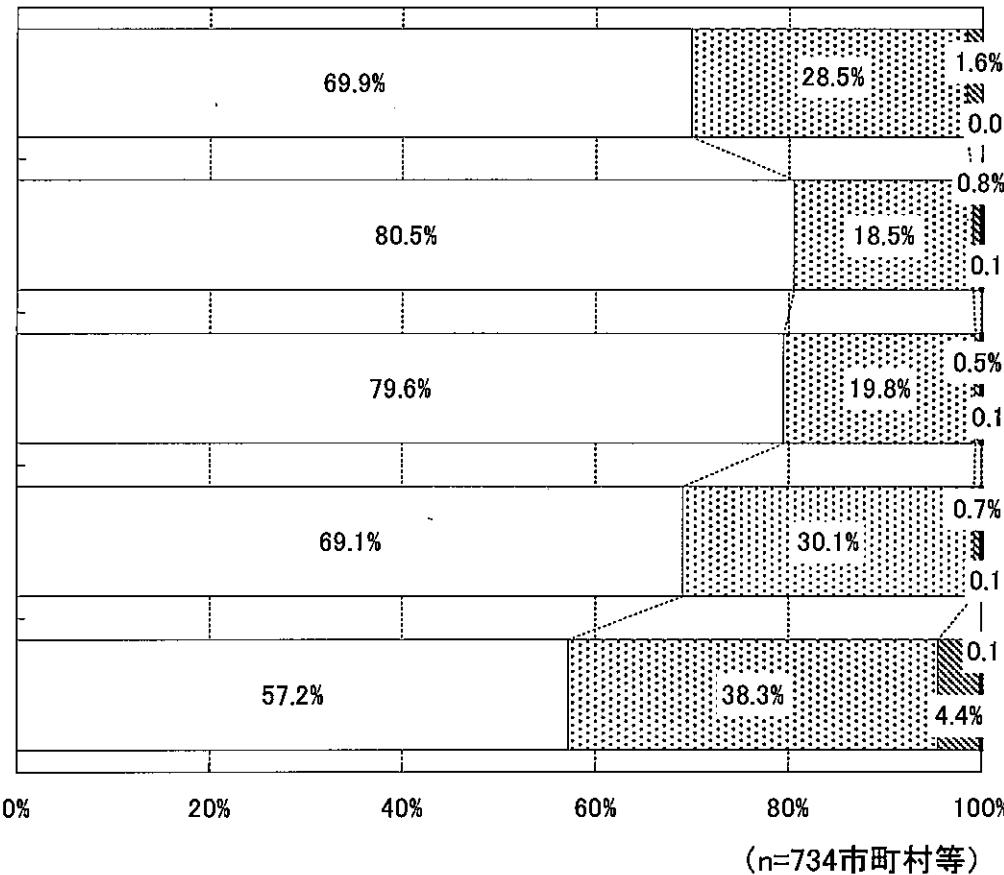
特記事項が重視される方式となつたことの説明

頻回な状況に基づいて選択を行い、具体的に特記事項に記載することの説明

不適切な介助の場合、理由を特記事項に記載し、適切な介助を選択することの説明

選択肢の選択基準に含まれていない介護の手間は、特記事項に記載することの説明

調査項目にない介護の手間等を関連する調査項目の特記事項に記載することの説明



特に重点的に説明した 内容に関して一通りは説明した ほとんど説明していない 無回答

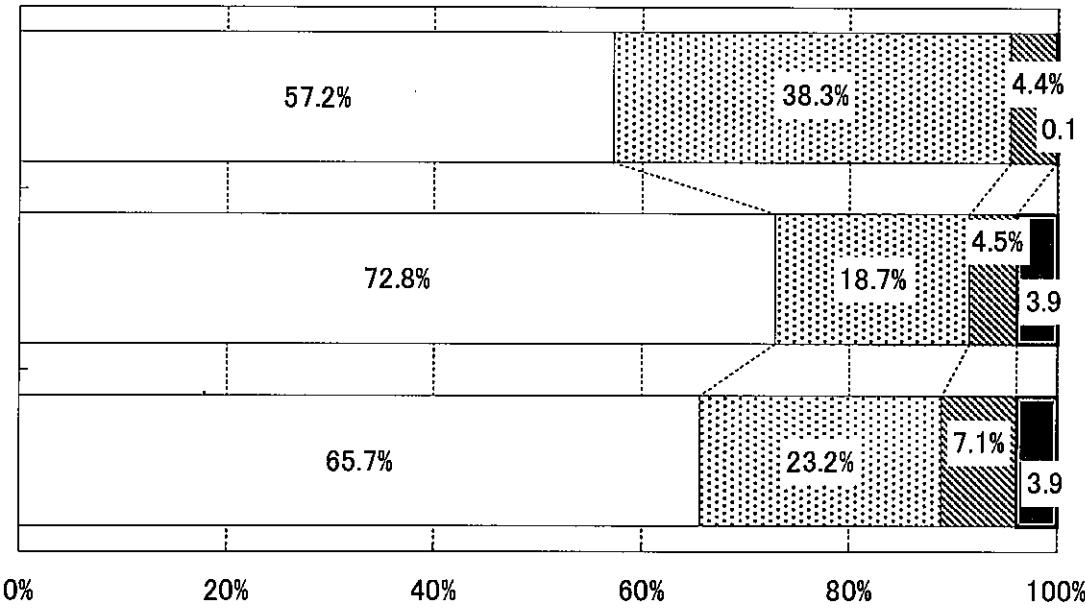
※ 都道府県、研修を主催した市町村等及び研修を主催しておらず都道府県主催の研修会にのみ参加した市町村等からの回答結果を集計した。なお、研修を主催しておらず都道府県主催の研修会にのみ参加した市町村等からの回答は、当該市町村等が所属している都道府県からの回答と同じ回答とし集計している。

介護認定審査会委員への研修における説明状況

認定調査員テキストの改訂版
の修正内容についての説明

二次判定における介護の手
間にかかる審査判定の方法
についての説明

介護認定審査会としての付す
る意見についての説明



(n=534自治体等)

特に重点的に説明した 内容に関して一通りは説明した ほとんど説明していない 無回答

※ 都道府県、研修を主催した市町村等及び研修を主催しておらず都道府県主催の研修会にのみ参加した市町村等からの回答結果を集計した。なお、研修を主催しておらず都道府県主催の研修会にのみ参加した市町村等からの回答は、当該市町村等が所属している都道府県からの回答と同じ回答とし集計している。

資料7 調査項目の選択肢に係る自治体間のバラツキの比較について

調査項目の選択肢に係る自治体間のバラツキの比較について

